

令和2年度 乳用雌牛保留導入助成事業補助金

評価表 NO.

23

所管部課名	農林水産部 畜産課	担当者	徳留香織					
事務事業名	家畜導入支援事業							
根拠法令	乳用雌牛保留導入事業補助金交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
令和2年度 予算額	480千円	国県支出金 千円	一般財源 480千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	乳用雌牛導入頭数		10	令和7年度				
成果指標②	酪農の生産額		69,000千円	令和7年度				
補助対象者	農業者の組織する団体							
補助対象経費	乳用雌牛の導入保留							
補助対象事業・活動の内容	酪農家が、県内外から素牛として導入（自家保留）した場合、経費の一部を助成することで、経営安定に資する。							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	県外導入：100千円/頭・県内導入50千円/頭・自家保留20千円/頭							
上記項目の積算方法	定額							
補助を受ける3ヶ年の事業（団体）等の決算状況	項目	平成29年度		平成30年度		令和元年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	4,652,863	88.9%	3,482,865	89.2%	2,780,769	90.3%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	4,652,863	88.9%	3,482,865	89.2%	2,780,769	90.3%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	580,000	11.1%	420,000	10.8%	300,000	9.7%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
	計	5,232,863	100.0%	3,902,865	100.0%	3,080,769	100.0%	
	支出	事業費	5,232,863	100.0%	3,902,865	100.0%	3,080,769	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
計	5,232,863	100.0%	3,902,865	100.0%	3,080,769	100.0%		
支出計/前年度支出計				74.6%	78.9%			
自己資金/前年度自己資金				74.9%	79.8%			
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%	0.0%			
交付件数		1件		1件		1件		
成果指標の推移①		17頭		13頭		7頭		
成果指標の推移②		0.61億円		0.69億円		0.67億円		
特記すべき事項等	<p>【前回評価】平成29年度「現状のまま継続」</p> <p>【事業のPR方法】農家巡回を通し周知を行っている。</p> <p>【費用対効果】高能力牛の導入により、乳用牛の改良と酪農家の所得確保に寄与している。</p> <p>【補助事業以外の事業】該当なし</p> <p>【その他】高齢・低能力牛を更新することで、所得向上が見込まれる。</p>							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	本市酪農家2戸への補助であるが、市民へ安全安心な乳製品を供給する役割は重要である。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	厳しい乳価情勢や長時間労働を強いられる等厳しい経営が続くなか、酪農家に対する支援は本市酪農振興の面から必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、厳しい経営状況にある酪農家であるが、乳用雌牛の導入により乳量や乳質改善など生産性の向上と乳量の増産が図られ乳製品の安定供給につながり、市民に安心・安全・美味な牛乳の安定供給に努める。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	補助金交付要綱で定める補助対象者である。酪農家で組織する団体が事業主体となる事で、事務手続きの軽減につながっている。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	乳用雌牛保留導入保留制度であり、乳用牛改良と乳質改善を図るうえで、妥当な手段である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	必要経費を基に清算されており妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (一次) 結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、厳しい経営状況にある酪農家であるが、乳用雌牛の改良を推進し、酪農家の経営安定を図るため不可欠な事業であることから、現状のまま維持したい。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

乳用雌牛保留導入支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成 16 年薩摩川内市規則第 67 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成 19 年薩摩川内市告示第 100 号）第 2 条の表に掲げる乳用雌牛保留導入支援事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第 2 条 乳用雌牛保留導入支援事業補助金に係る補助事業等は、乳用素牛の保留導入によるものであること。

(補助金の額)

第 3 条 乳用雌牛保留導入支援事業補助金の額は、予算で定める額以内とし、次の額とする。

- (1) 県外導入 100,000 円／1 頭
- (2) 県内導入 50,000 円／1 頭
- (3) 自家保留 20,000 円／1 頭

(補助対象経費)

第 4 条 乳用雌牛保留導入支援事業補助金は、乳用雌牛の保留導入を図った酪農家に対し交付する。

(交付の申請)

第 5 条 乳用雌牛保留導入支援事業補助金の交付の申請に係る規則第 5 条の市長が別に指定する日は、当該事業を実施する日までとする。

(交付の基準)

第 6 条 乳用雌牛保留導入支援事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第 2 条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に乳用雌牛保留導入事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第 7 条 乳用雌牛保留導入支援事業補助金の実績報告に係る規則第 15 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 子牛登記書もしくは個体確認ができる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 乳用雌牛保留導入支援事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、本市酪農家の経営の安定をもって測定する。

（補助事業者等の責務）

第9条 乳用雌牛保留導入支援事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市が実施する畜産振興施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 乳用雌牛保留導入支援事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成24年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成25年度において所要の措置を講ずるものとする。